

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（別紙）

新旧対照表

現行				改定案			
II 法令違反に対する懲戒処分等				II 法令違反に対する懲戒処分等			
(1) 公認会計士				(1) 公認会計士			
○ 基本となる処分の量定				○ 基本となる処分の量定			
懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）	懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）
公認会計士法	(略)			公認会計士法	(略)		
違反	・変更登録義務違反、解散・合併届出違反、登記義務違反	第 20 条、第 34 条の 6 第 1 項、第 34 条の 18 第 3 項、第 34 条の 19 第 3 項	戒告	違反	・変更登録義務違反、解散・合併届出違反、登記義務違反	第 20 条、第 34 条の 6 第 1 項、第 34 条の 18 第 3 項、第 34 条の 19 第 3 項	戒告
	(新設)	(新設)			・研修の履修義務の不履行	第 28 条	
公認会計士法違反（信用失墜行為違反）	・監査補助者としての業務不適切 (1) 不正行為等の不報告など重大な場合 (2) 監査手続違反などの指示違反等の場合	第 26 条	業務停止 6 月  業務停止 1 月	公認会計士法違反（信用失墜行為違反）	・監査補助者としての業務不適切 (1) 不正行為等の不報告など重大な場合 (2) 監査手続違反などの指示違反等の場合	第 26 条	業務停止 6 月  業務停止 1 月
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
【上記区分表の適用に当たっての注意事項】				【上記区分表の適用に当たっての注意事項】			
1. 上表に具体的な記載のない行為については、上表中最も類似した行為の例によること。				1. 上表に具体的な記載のない行為については、上表中最も類似した行為の例によること。			
2. ～ 9. (略)				2. ～ 9. (略)			